

嶺南地域の 河川整備計画の点検方法について

平成26年3月18日

福 井 県

目次

- 1 河川整備計画の点検の目的 …… P1
- 2 河川整備計画の策定状況 …… P3
- 3 河川整備計画の点検方法 …… P4

1 河川整備計画の点検の目的

◆ 目的

流域の「水害リスクの変化」、「社会情勢の変化」および「河川整備の状況・見通し」などをふまえ、策定した河川整備計画の内容を見直す必要がないか、河川整備の取組みで改善するところがないかを点検する。

● 河川整備計画の具体の取組みに関する以下の事項を、点検の対象とする。

1 河川整備計画の目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none">① 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標③ 河川環境の整備と保全に関する目標
2 河川整備の実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none">① 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工より設置される河川管理施設の機能の概要② 河川の維持の目的、種類及び施行の場所③ その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

【参考 河川法の一部を改正する法律等の運用について H10.1.23付け 建設省発】

法律の運用において河川整備計画の点検を規定

一六 河川法の一部を改正する法律等の運用について〔樹林帯制度を含む〕

平成十年一月二十三日 建設省河政発第五号、建設省河計発第三号、建設省河規発第四号、建設省河治発第一号、建設省河開発第五号
各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県土木主管部長あて、建設省河川局水政課長、建設省河川局河川計画課長、建設省河川局河川環境課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局開発課長

河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成九年政令第三百四十一号）、河川法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第三百四十二号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成九年建設省令第十八号）の施行については、「河川法の一部を改正する法律等の施行について」（平成十年一月二十三日建設省河政発第四号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

記

2 河川整備計画の策定について

⑤ 河川整備計画の変更について

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。

2 河川整備計画の策定状況

一級河川 九頭竜川水系

- 国管理区間
- 下流部ブロック
- 中流部ブロック
- 上流部ブロック
- 日野川ブロック
- 足羽川ブロック

一級河川 北川水系

- 国管理区間
- 県管理区間

二級河川 早瀬川水系 (策定中)

二級河川 笙の川水系

二級河川 井の口川水系

二級河川 多田川水系

二級河川 佐分利川水系

◆ 河川整備基本方針

- 県全体で、24水系中、7水系で策定済み、1水系で策定中
- 嶺南地域では、15水系中、6水系で策定済み、1水系で策定中

◆ 河川整備計画

- 県全体で、24水系中、6水系で策定済み、1水系で策定中
- 嶺南地域では、15水系中、5水系で策定済み、1水系で策定中

3 河川整備計画の点検方法

(1) 点検の枠組み

1. 河川整備の進捗状況の点検

- 1.1 河川改修の進捗状況
- 1.2 多自然川づくりの取組み状況
- 1.3 総合治水対策の取組み状況
- 1.4 河川維持管理の実施状況
- 1.5 その他

2. 治水計画の確認

- 2.1 治水計画の計画諸元の確認
 - (1) 将来計画の計画規模
 - (2) 計画降雨量
- 2.2 新たな河川工事の位置付けの検討

- 「河川整備の進捗状況の点検結果」を、具体的取組みの改善に繋げていく。
- 「治水計画の確認結果」もふまえ、計画の見直しを検討する必要があるか確認する。

3 河川整備計画の点検方法

(2) 河川整備の進捗状況の点検

点検項目		点検方法
1.1 河川改修の進捗状況	(1) 着手済み河川の進捗状況	工事の進捗状況、段階施工の方法、事業スケジュールなどの確認
	(2) 未着手河川の見通し	事業スケジュールなどの確認
	(3) 河内川ダムの進捗状況	事業の進捗状況、自然環境への配慮の取組み、事業スケジュールなどの確認
1.2 多自然川づくりの取組み状況	(1) 河川改修における自然環境・景観機能の確保	改修前後の河川状況の比較 ※一定の改修が完了した河川を対象
	(2) 魚道の設置・改築	取組み状況、モニタリング結果の確認
1.3 総合治水対策の取組み状況	(1) 流域対策	取組み状況、今後の進め方の確認
	(2) 被害軽減対策	
1.4 河川維持管理の実施状況	河川施設の巡視、堆積土砂の撤去、樹木群の伐採	取組み状況の確認
1.5 その他	渇水対策、水質の監視、住民参加による河川美化活動 etc	取組み状況の確認

●河川整備計画に記載した主な河川整備に係る取組みをピックアップ

3 河川整備計画の点検方法

(3) 治水計画の確認

点検項目		点検方法
2.1 治水計画の計画諸元の確認	(1) 将来計画の計画規模※	河川整備計画策定後の「人口や資産の集中状況の変化」を調査し、 <u>計画規模の再検討の必要性</u> について確認
	(2) 計画降雨量	「最新の確率降雨量」、「河川整備計画策定以降の年最大降雨量」と比較し、 <u>計画降雨量の再検討の必要性</u> について確認
2.2 新たな河川工事の位置付けの検討		「想定氾濫区域内の家屋の分布状況」、「家屋浸水履歴」、「合流河川の河川改修状況」の変化を調査し、 <u>新たな河川工事の河川整備計画への位置付け</u> について検討する必要があるかどうか確認

※本県では、「想定氾濫区域内の人口や資産の集中状況」、「流域や想定氾濫区域の規模」、「河川形態」に応じて、各河川の将来計画の計画規模を設定し、県内の整備水準のバランスをはかっている。

3 河川整備計画の点検方法

(4) 点検の進め方

- ▶ 嶺南地域の河川整備計画の点検は、来年度から5年間(H26～H30)で全水系を一巡するように進めていく。
- ▶ 点検方法や点検結果について、嶺南地域流域検討会で、学識経験者の意見をきく。
- ▶ 点検後、その結果について関係機関に周知し、具体的取組みの改善に繋げていくとともに、必要に応じて河川整備計画の変更について検討していく。

年度	点検内容
H26	嶺南西部地域の河川整備の進捗状況の点検 + 現地視察
H27	嶺南地域の河川整備の進捗状況の報告 + 現地視察
H28	嶺南東部地域の河川整備の進捗状況の点検 + 現地視察
H29	嶺南地域の河川整備の進捗状況の報告 + 現地視察
H30	嶺南地域の治水計画の確認

※九頭竜川水系 河川整備計画の点検はH24より開始しており、昨年度は国管理区間の河川整備計画、今年度は県管理区間 日野川ブロックの河川整備計画を対象に点検を実施した。今後、九頭竜水系県管理区間の河川整備計画については、5年間(H25～H29)で全5ブロックを一巡するように進めていく予定である。